

契約解除

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、**「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!**

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。セールスマンなどから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

クーリング・オフ制度の手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社×××× □□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など詳しくは消費生活センターへ

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。

問題解決

クーリング・オフ期間を過ぎていても**あきらめないで、まずは相談を!**

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

長野県消費生活センター
 (受付時間 平日 8:30~17:00)

長野 ☎026-223-6777
 松本 ☎0263-40-3660
 飯田 ☎0265-24-8058
 上田 ☎0268-27-8517

高齢者をねらう「悪質商法」や「振り込め詐欺」に

ちよつと待った!!

関東甲信越ブロック
高齢者被害防止
共同キャンペーン



長野県消費生活センター

長野 ☎026-223-6777 松本 ☎0263-40-3660
 飯田 ☎0265-24-8058 上田 ☎0268-27-8517

「私は大丈夫」と思わず、周りの人に相談することが「あなたの一手、

「劇場型勧誘」にご注意!

手口がより巧妙に!より悪質に!

行政機関などを名乗って信用させる手口も増えています!!

トピック

A社から社債に関するパンフレット・申込書が送付される。

社債? なにかしら...

A社からパンフレットが届いていませんか? 当社には買う権利がないので代わりに購入してください。2倍の金額で買い取ります。

A社 社債のご案内

2倍になるの?

B社

A社

申込みありがとうございます。では、現金をお送りください。

...この電話は現在使われておりません。

B社 A社

例えば...

- ベンチャー企業への投資
- 怪しい権利の取引
- ダイヤモンドの原石など

ちょっと待った!! 怪しい電話はすぐに切る!

「買い取るから代わりに買って」「名義を貸して」「謝礼を払う」などは劇場型勧誘の手口です。怪しい電話はすぐに切りましょう。

ちょっと待った!! 絶対にお金を支払わない!

一度被害にあった人に「被害を取り戻す」などと言ってお金をだまし取る手口(二次被害)も目立ちます。過去の被害が回復されることはありません。

催眠(SF)商法

「無料引換券」「日用品格安チラシ」「臨時店舗」に注意!

例えば...

- 健康食品
- 布団
- 健康器具

今なら半額、早い者勝ちです!

粗品をプレゼント中ですよ。

今日もやってるわ

「雰囲気にもまれて最後は高額な契約になってしまいます」

ちょっと待った!! 店や会場に安易に行かないで。

気づきポイント 見守りの方へ

- 日替わりで日用品がただでもらえると、いそいそと毎日出かけていく様子が見られる
- 会場(店)の前に高齢者が集まっている

対応方法

普段の会話の中で「どうしてただでもらえるの?」「何か高いものを買わされなかった?」などを確認。

次々販売

「無料で点検」「買い替えたほうがよい」の誘いには慎重に!

例えば...

- 布団
- 浄水器
- 住宅リフォーム

この水は、健康に悪いですよ。

こちらの浄水器に買い替えれば、健康になりますよ!

あら、そうなの! この間買ったばかりなんだけど...

「手を替え品を替え、次々と契約をもちかけます」

ちょっと待った!! きっぱり断る。一人で判断しないで。

気づきポイント 見守りの方へ

- 見慣れない人がたびたび出入りしている
- 新しい商品がある

対応方法

周りの声かけで本人が被害に気づくことも。

- 「本当に必要なものですか?」など、本人に声をかけを。
- 「どなたですか?」など、販売員に対して声をかけを。

利殖商法

「必ず儲かる」「絶対に値上がりする」投資話は危険!

例えば...

- 投資商品
- 公社債
- 未公開株

社債を購入しませんか? 毎月利息が入りますよ!

えっ!? 毎月入ってくるの!?

絶対損はしませんよ!

必ず値上りするなら...

「銀行より利息がよい、元本保証などと言われ、次々と財産をつぎ込んでしまう」

ちょっと待った!! 儲け話には手を出さないで。

気づきポイント 見守りの方へ

- 話かけても理由を話さず考え込んでいることがある
- ダイレクトメールや請求書等の郵便物にも注意

対応方法

お金に困っている様子が見られるなど不審なことがあれば消費生活センターに相談を。

振り込め詐欺

現金を「振り込め」「取りに行く」「送って」といわれたら疑って

例えば 息子や孫をかたって...

- 携帯番号が変わった
- すぐにお金が必要だ
- 電車に会社のかばんを忘れた

母さん助けて! お金は同僚が取りに行くから

ちょっと待った!! 慌てないで、本人に確認を!

振り込め詐欺の相談は 最寄りの警察署へ

架空請求・不当請求

例えば...

- 登録料を払え
- 利用料金が未納
- 払わないと裁判に

あなたが閲覧された情報サイトの料金が未納となっております。

ちょっと待った!! 払わない! 絶対に連絡しない!

身に覚えのない請求は、相手に連絡する前に消費生活センターへ相談しましょう

最寄りの消費生活センター又は消費生活相談窓口へ